

公益財団法人スペシャルオリンピックス日本

## 運営諮問会議規則

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下、当法人という。）の理事会規則第8条1項に基づき、理事会の職務の円滑な執行及び当法人の円滑な業務運営を図るために設置する運営諮問会議に関する事項を定めることを目的とする。

(運営諮問会議の構成と権能)

第2条 運営諮問会議は、代表理事、副理事長、常務理事、会計担当理事、代表理事が選任する若干名の理事によって構成される。

- 2 運営諮問会議委員に選任された理事の委嘱期間は、理事の任期に準じる。
- 3 運営諮問会議は、当法人の運営に関し意見を述べる。

(運営諮問会議の開催等)

第3条 運営諮問会議は、原則として月1回開催する。

- 2 運営諮問会議は、代表理事が招集するものとし、運営諮問会議を開催する際は、運営諮問会議委員に対し、事前に書面若しくは電子メールその他の適切な手段で通知する。
- 3 運営諮問会議の議長は、理事長が務める。但し、理事長に差し支えあるときは、副理事長、常務理事、出席理事の互選の順で、議長を務めるものとする。
- 4 運営諮問会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(委員以外の出席)

第4条 運営諮問会議委員以外の理事及び監事は、必要に応じて運営諮問会議に出席し、意見を述べることができる。

- 2 代表理事が必要と認めた者は、運営諮問会議に出席し、意見を述べるができる。

(事務)

第5条 運営諮問会議に係わる事務は事務局において行う。

- 2 総務部長は、運営諮問会議の議事について、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、保管する。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 本規則は、平成24年（2012年）3月13日から施行する。

改定 平成25年（2013年）9月10日

改定 平成27年（2015年）6月18日

改正 平成28年（2016年）6月24日